



鳥労発基 0601 第 3 号  
平成 30 年 6 月 1 日

各関係団体の長 殿

鳥取労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等  
の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月6日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第156号)及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第59号)により、石綿ばく露防止対策に必要な分析・教育用の石綿等を入手しやすくする等の改正が、別添のとおり行われました。本改正政省令は、6月1日から施行されることとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容も参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



## 別添

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について

改正の趣旨、内容等については、下記のとおりです。

### 記

#### 第1 改正の概要

過去に石綿建材を使用して建築した建築物等の解体作業については、今後、さらに増加していくことが見込まれている。解体等作業における労働者の石綿ばく露防止のためには、建築物等における石綿の使用状況を的確に調査できることが必要であるが、調査のための分析や調査を行う者の教育に用いる石綿について、将来にわたって安定的に確保することは困難な状況にあると考えられる。

改正政令やそれに伴う改正省令の内容は、こうした状況を踏まえ、

- ・石綿の分析のための試料の用に供される石綿
- ・石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

の製造等を可能とし、石綿の分析の精度の向上及び石綿の調査を行う者の能力の向上を図り、もって労働者の石綿による健康障害の防止を図るためのものである。

その他、国が専門家を参集して行った「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を踏まえ、石綿の分析の作業について局所排気装置等の排気口を屋内に設けることを可能とする等、所要の改正を行ったものである。

#### 第2 改正の内容

##### 1 改正政令関係

###### (1) 安衛令の一部改正（改正政令第1条関係）

ア 石綿分析用試料等を製造等禁止物質から除外するとともに、他の規定との均衡を考慮し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第56条第1項に基づく製造許可の対象としたものであること。（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安

衛令」という。) 第 16 条及び第 17 条関係)

イ その他所要の改正を行ったものであること。

## 2 改正省令関係

### (1) 石綿則の一部改正 (改正省令第 1 条関係)

ア 石綿分析用試料等の定義 (石綿障害予防規則 (平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)) 第 2 条関係)

安衛令第 6 条第 23 号において新たに「石綿分析用試料等」が定義されたところ、改正省令による改正により石綿則中に多く「石綿分析用試料等」を規定することとなるため、「石綿分析用試料等」の定義を置いたものであること。

イ 石綿分析用試料等の製造作業に係る措置 (石綿則第 15 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32 条の 2 から第 35 条まで、第 40 条、第 44 条及び第 49 条関係)

石綿分析用試料等の製造が可能となることに伴い、石綿分析用試料等を製造する作業場・作業等について、石綿則に規定する各措置の対象に追加したものであること。

ウ 製造許可の単位 (石綿則第 48 条の 2 関係)

石綿分析用試料等の国内需要を踏まえると、特定化学物質の第一類物質と異なり、複数のプラントでの製造は想定しづらいが、法第 56 条第 1 項に基づく許可であることを踏まえ、これまで同条に基づく許可の対象とされている物質と同様、許可はプラントごとに行うものとしたこと。

エ 製造許可の手続き (石綿則第 48 条の 3 関係)

法第 56 条第 1 項に基づく許可であることを踏まえ、同条に基づく特定化学物質障害予防規則 (昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。) 第 49 条の許可の手続きと同様の手続きを定めたものであること。

オ 製造許可の基準 (石綿則第 48 条の 4 関係)

石綿分析用試料等の需要を踏まえると、大規模な生産は想定しづらいことから、石綿分析用試料等の製造に関する法第 56 条第 2 項の厚生労働大臣の定める基準については石綿則第 48 条の規定を準用することとしたこと。

カ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出 (石綿則様式第 3 号の 2 関係)

石綿分析用試料等として法第 55 条の適用されない物を特定する観点から記載事項を定めたものであること。

キ 石綿分析用試料等の製造許可証及び再交付等申請書 (石綿則様式第 5 号の 3 及び様式第 5 号の 4 関係)

法第 56 条第 1 項に基づく手続きであることを踏まえ、同条に基づく既存の許可様式（特化則様式第 7 号及び第 8 号）と同様の様式を定めたものであること。

(2) 安衛則等の一部改正（改正省令第 2 条から第 5 条まで関係）

ア 改正後の石綿則第 48 条の 3 第 1 項の規定の申請をした者が行う石綿発散抑制設備の設置については、特化則第 49 条第 1 項と同様に、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画の届出は要しないこととし、あわせて、石綿則第 47 条第 1 項の規定による申請についても、石綿則様式第 4 号の改正を行い、法第 88 条第 1 項の規定による設置の計画届は要しないこととしたこと。（労働安全衛生規則（昭和 47 年厚生労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 86 条第 3 項関係）

イ GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に基づく分類を踏まえ、石綿を含有する製剤その他の物に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、名称等の表示義務等の対象としない）を設定したものであること。（安衛則別表第 2 関係）

3 施行日及び経過措置等

(1) 施行期日及び経過措置（改正政令附則第 1 項及び第 2 項並びに改正省令附則第 1 項及び第 2 項関係）

改正政令及び改正省令の施行期日は、平成 30 年 6 月 1 日としたこと。ただし、改正政令及び改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

(2) 平成 18 年政令第 257 号の一部改正（改正政令附則第 3 項関係）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 257 号）附則第 2 条第 3 項は既に効力のない規定であるため、これを削除する等、所要の改正を行ったものであること。

(3) その他

改正政令の施行に伴い、平成 30 年厚生労働省告示第 213 号（作業環境測定基準の一部を改正する告示）が平成 30 年 4 月 20 日に公示され、平成 30 年 6 月 1 日から適用することとされたこと。

第 3 細部事項

1 改正政令関係

(1) 石綿分析用試料等の製造等禁止物質からの除外（安衛令第 16 条第 1 項第 4 号関係）

ア 同号イの「分析」とは、建材分析その他の石綿の分析が含まれること。「石綿の分析のための試料の用に供される」ものとは、X線回折装置に

よる分析の際に用いる標準試料のほか、石綿分析機関の品質保証・品質比較や個人の技能評価のための試料、顕微鏡観察の際の参照用試料が含まれること。

- イ 同号口の「調査」とは、分析による調査が含まれるものであること。
- ウ 同号口の「教育の用」とは、透明の包装に梱包された石綿等を観察するようなことだけでなく、例えば建材の断面をほぐして繊維の有無を観察するような実技の用が含まれること。なお、石綿除去作業の教育の用に供する石綿等については、その必要性を勘案し、禁止対象からの除外は行わなかったものであること。また、石綿を含有しない模擬の試料により教育の目的が達せられる場合には、できる限り、石綿等の使用を避けるべきであること。

## 2 改正省令関係

### (1) 石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第1条関係）

#### ア 石綿の分析の作業における局所排気装置等の排気口に係る要件（石綿規則第16条関係）

第1項及び第2項の「石綿の分析の作業」とは、石綿の分析に際して行う、秤量、顕微鏡観察、試料調整や粉碎の作業が挙げられること。なお、石綿小体に係る病理検査やプレパラートを顕微鏡観察する作業など石綿粉じんの発散しない作業については石綿規則第12条の適用がないこと。

第1項及び第2項の「排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置」とは、国が専門家を参集して行った「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」における検討結果を受け、次の（ア）及び（イ）のいずれも満たすものとして取り扱うこと。

（ア）除じん装置は、ろ過方式とし、HEPA フィルターなど捕集効率が99.97%以上のろ過材を使用すること

（イ）正常に除じんできていることを確認するため次のすべての措置を講じること

- ・局所排気装置等の設置時・移転時やフィルターの交換時には、除じん装置が適切に粉じんを捕集することを確認すること。確認の方法としては、例えば、①微粒子計測器（いわゆるパーティクルカウンター）により排気の粒子濃度を室内のバックグラウンドと比較すること、又は②スモークテスターをたいて排気口で粉じんが検出されないことを粉じん相対濃度計（いわゆるデジタル粉じん計）若しくは微粒子計測器により確認することが挙げられること。
- ・除じん装置を1月以内ごとに1回点検すること。点検の主な内容としては、除じん装置の主要部分の損傷、脱落、異常音等の異常の有無、

除じん効果の確認等があること。除じん効果の確認方法については、上記の設置時等における粉じんの捕集の確認方法があること。

- ・石綿分析作業中に、除じん装置の排気口において、半年以内ごとに1回、総繊維数濃度の測定を行い、排気口において総繊維数濃度が管理濃度の10分の1を上回らないことを確認すること。その際、測定は、ろ過捕集方式及び計数方法によること。なお、繊維数の計数は技術等を要するため、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うことが望ましいこと。
- ・これらの確認・点検で問題が認められた場合は、直ちに補修・フィルターの交換等の必要な改善措置を講じること。

イ 禁止が適用されない石綿分析用試料等の要件(石綿則第46条の2関係)

「堅固な容器」や「確実な包装」とは、必要に応じて、運搬時の衝撃や摩耗に耐えうるよう、容器の周囲に緩衝材を配置し、包装を二重とする等、運搬形態に応じた必要な措置を講じたものをいうものであること。

なお、石綿調査の講習を実施する機関が当該講習のために石綿建材のサンプルを受講者に提供しようとする場合(所有権を留保しながら利用させるような場合)において、本規定は、講習で配布する際に容器・包装の措置を講じることが求められる趣旨であり、受講者がルーペ等で観察を行うような実技演習時にまで容器・包装の措置を講じていなければならない趣旨ではないこと。

ウ 石綿分析用試料等の製造・輸入・使用の届出(石綿則様式第3号の2関係)

備考4の「保管方法」として、石綿則第32条の措置に加えて、保管棚を施錠し、石綿分析用試料等であることを表示して他の物と区別して保管することが望ましいこと。

エ 石綿等の製造・輸入・使用の許可申請書の改正(石綿則様式第4号関係)

輸入の申請時に輸入する便等が決まっている場合において当該便等を特定しやすくする観点から、また、労働安全衛生規則第86条の改正とあわせ、別紙1の新旧対照表の通り改正を行ったものであること。

オ 石綿分析用試料等の製造許可申請書(石綿則様式第5号の2関係)

法第56条に基づく許可であることを踏まえ、「従事労働者数」欄及び「生産計画」欄については、特化則様式第6号の相当する項目と同様の内容を定めたものであること。

製造許可基準は石綿則第48条を準用したことから、「製造設備等」欄、「保管」欄及び「保護具」欄は、同許可に係る石綿則様式第4号の相当

する項目と同様の内容を定めたものであること。

### 第3 関係通達の改正

次に掲げる通達の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

- ア 昭和47年9月18日付け基発第591号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」
- イ 平成18年8月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」
- ウ 平成24年5月9日基発0509第10号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

別紙1

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第59号） 新旧対照表

○石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）様式第4号

		改正後	改正前
備考			
1～3（略）			備考 1～3（略）
4	「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、 <u>局所排気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第25号）又はプッシュプル型換気装置摘要書（労働安全衛生規則様式第26号）を添付すること。</u>	「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。	備考 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。
5～7（略）			5～7（略）
8	「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合には、 <u>輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号</u> を記入すること。	「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合には、 <u>輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船（取）卸港名、積載船（機）名及び船荷証券番号</u> を記入すること。	備考 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合には、 <u>輸入事務を代行する機関名及びその所在地を記入すること。</u>
9～12（略）			9～12（略）

（傍線部分は改正部分）

別紙 2

平成 30 年 5 月 28 日基発 0528 第 1 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」第 3 新旧対照表

○昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 591 号「特定化学物質等障害予防規則の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>II 細部事項</p> <p>一六 第五〇条関係</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p> <p>(八) <u>第二項第三号の「必要な知識を有する者」には、許可物質に関して製造者の衛生を確保するため必要な内容及び時間を以て法第 59 条第 1 項 (同条第 2 項で準用する場合を含む。) の安全衛生教育が行われた者があること。</u></p>	<p>II 細部事項</p> <p>一六 第五〇条関係</p> <p>(一) ～ (七) (略)</p> <p>(新規)</p>

○平成 18 年 8 月 11 日付け基発第 0811002 号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第 3 細部事項</p> <p>2 石綿障害予防規則関係</p> <p>(2) 第 3 条関係</p>	<p>第 3 細部事項</p> <p>2 石綿障害予防規則関係</p> <p>(2) 第 3 条関係</p>

<p>ア・イ (略)</p> <p>立 石綿則第3条等の「第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」とは、事業者がその労働者を臨時に就業させる建築物若しくは船舶の壁、柱、天井等又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物について行う封じ込め又は囲い込みの作業も含まれること。また、第10条第4項の規定によるものも含まれること。</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>(新規)</p>
--	----------------------------

○平成24年5月9日基発0509第10号「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の制定について」

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後		改 正 前
<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査 (石綿指針の2) について</p> <p>(2) 分析による調査 (石綿指針の2-3) について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業 (建物分析に係るクロスマイク事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修 (建材中のアスベスト定性分析技術試験 (技術者対象) 合格者)、</p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査 (石綿指針の2) について</p> <p>(2) 分析による調査 (石綿指針の2-3) について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業 (石綿分析に係るクロスマイク事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修了者」や「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」があること。</p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査 (石綿指針の2) について</p> <p>(2) 分析による調査 (石綿指針の2-3) について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業 (石綿分析に係るクロスマイク事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修了者」や「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」があること。</p>	<p>第2 細部事項</p> <p>1 事前調査 (石綿指針の2) について</p> <p>(2) 分析による調査 (石綿指針の2-3) について</p> <p>ア 石綿指針の2-3の(1)中「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業 (石綿分析に係るクロスマイク事業)」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者、一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修了者」や「アスベスト偏光顕微鏡インストラクター」があること。</p>

「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」があること（試料の採取を除く。）。

また、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであるが、このうち試料の採取について「十分な経験及び必要な能力を有する者」には、

(1) アの者があること。

なお、目視等による調査から試料採取を経て分析を行うまでの一連の過程においては、試料採取箇所指示（判断）者などの重要な判断・作業等を行う者を明確にした上で事前調査を行い、分析結果報告書には試料採取箇所指示（判断）者等の情報を記録すること。

なお、「石綿含有の分析」とは、定性分析、含有率の分析のみならず試料の採取や分析用試料の作製を含むものであり、分析機関に委託して実施する場合は、その全てを分析機関に行わせることが望ましいこと。除去等の作業を請け負った事業者等が建材等からの試料の採取を実施した上で、それ以外の分析の業務を分析機関に委託する場合には、試料の採取は、（1）に掲げる者に行わせるとともに、分析結果報告書に試料採取者の情報を記録すること。

政令第百五十六号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第五十五条、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十七条の二第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第一百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十三号中「製造する作業」の下に「若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業」を加える。

第十六条第一項第四号を次のように改める。

四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）

イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿

ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿

ハ イ又は口に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

第十七条中「第一類物質」の下に「及び石綿分析用試料等」を加える。

第二十一条第七号中「製造する屋内作業場」の下に「若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場」を加える。

第二十二条第一項第三号中「試験研究のための製造」の下に「若しくは石綿分析用試料等の製造」を加える。

別表第九第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、平成三十年六月一日から施行する。

##### （罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

3 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「もの」の下に「労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等を除く。」を加え、同条第三項を削る。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号） 新旧対照条文

目次

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄） . . . . . 1

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）（抄）（附則第三項関係） . . . . . 4

改正後	改正前
<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業若しくは第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿で同号の厚生労働省令で定めるもの若しくはこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿分析用試料等」という。）を製造する作業</p> <p>（製造等が禁止される有害物等）</p> <p>第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。）</p> <p>イ 石綿の分析のための試料の用に供される石綿</p> <p>ロ 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿</p> <p>ハ イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿</p> <p>五（九）（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（作業主任者を選任すべき作業）</p> <p>第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>一（二十二）（略）</p> <p>二十三 石綿若しくは石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「石綿等」という。）を取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く。）又は石綿等を試験研究のため製造する作業</p> <p>（製造等が禁止される有害物等）</p> <p>第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 石綿</p> <p>五（九）（略）</p> <p>2（略）</p>

(製造の許可を受けるべき有害物)

第十七条 法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質及び石綿分析用試料等とする。

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

(製造の許可を受けるべき有害物)

第十七条 法第五十六条第一項の政令で定める物は、別表第三第一号に掲げる第一類物質とする。

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場(同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業で厚生労働省令で定めるものを行うものを除く。)、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

八〇十 (略)

(健康診断を行うべき有害な業務)

第二十二条 法第六十六条第二項前段の政令で定める有害な業務は、次のとおりとする。

一〇二 (略)

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

二〇三（略）

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十

八条、第十八条の二関係）

一〇三十九（略）

三十九の二 石綿（第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる物

で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）

四〇六〇三三三（略）

三 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質（同号5及び31の2に掲げる物並びに同号37に掲げる物で同号5又は31の2に係るものを除く。）を製造し、若しくは取り扱う業務（同号8若しくは32に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号8若しくは32に係るものを製造する事業場以外の事業場においてこれらの物を取り扱う業務及び同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3、11の2、13の2、15、15の2、18の2から18の4まで、19の2から19の4まで、22の2から22の5まで、23の2、33の2若しくは34の2に係るものを製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを除く。）、第十六条第一項各号に掲げる物（同項第四号に掲げる物及び同項第九号に掲げる物で同項第四号に係るものを除く。）を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務又は石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務

四〇六（略）

二〇三（略）

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十

八条、第十八条の二関係）

一〇三十九（略）

（新設）

四〇六〇三三三（略）

改 正 案

現

行

附 則

（経過措置）

第二条 石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「石綿等」という。）のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物（次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に使用されているもの（労働安全衛生法施行令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等を除く。以下「既存石綿含有製品等」という。）については、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十五条の規定は、適用しない。

一〜三 （略）

2 前項第一号又は第三号に掲げる石綿等のうち、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物であつて、次に掲げるもの（労働安全衛生法施行令第六条第二十三

附 則

（経過措置）

第二条 石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「石綿等」という。）のうち、次の各号に掲げる石綿等の区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物（次項に規定する既存石綿分析用試料等を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に使用されているもの（以下「既存石綿含有製品等」という。）については、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十五条の規定は、適用しない。

一 アモサイト若しくはクロシドライト又はこれらをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物 平成七年四月一日

二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この号において同じ。）を含有するこの政令による改正前の労働安全衛生法施行令別表第八の二に掲げる製品であつて、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の一パーセントを超えるもの 平成十六年十月一日

三 前二号に掲げる物以外の石綿等 この政令の施行の日

2 前項第一号又は第三号に掲げる石綿等のうち、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入された物であつて、次に掲げるもの（以下「既存石綿分析用試料等」という

号に規定する石綿分析用試料等を除く。以下「既存石綿分析用試料等」という。）については、法第五十五条の規定は、適用しない。

一・二 (略)

(削る)

。 ) については、法第五十五条の規定は、適用しない。

一 石綿の分析のための試料の用に供される物

二 前号に掲げる物の原料又は材料として使用される石綿

3 この政令の施行の日において現に第一項第三号に掲げる物(既存石綿分析用試料等を除く。)を試験研究のために製造し、又は使用している者は、平成十八年十一月三十日までの間は、労働安全衛生法施行令第十六条第二項の要件に該当しない場合においても、これを引き続き試験研究のために製造し、又は使用することができる。

○厚生労働省令第五十九号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

目次

第一章 第七章 (略)

第八章 製造等 (第四十六条の二 第四十八条の四)

第八章の二 石綿作業主任者技能講習 (第四十八条の五)

第九章 (略)

附則

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において「石綿分析用試料等」とは、令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。

(立入禁止措置)

第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。)、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(局所排気装置等の要件)

第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一・二 (略)

三 排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作

改正前

目次

第一章 第七章 (略)

第八章 製造許可等 (第四十七条・第四十八条)

第八章の二 石綿作業主任者技能講習 (第四十八条の二)

第九章 (略)

附則

(定義)

第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。

(新設)

(立入禁止措置)

第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い(試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。)、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(局所排気装置等の要件)

第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一・二 (略)

三 排気口は、屋外に設けられていること。

業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

四 (略)

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュユプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 排気口は、屋外に設けられていること。ただし、石綿の分析の作業に労働者を従事させる場合において、排気口からの石綿等の粉じんの排出を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

三 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2・3 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

四 (略)

2 事業者は、第十二条第一項の規定により設けるプッシュユプル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一 (略)

二 排気口は、屋外に設けられていること。

三 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2・3 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によつて容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は

石綿分析用試料等を製造する作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

(使用された器具等の付着物の除去)

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(揭示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

一 (略)

二 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に従事した労働者にあつては、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における作業（前号の作業を除く。以下この号において「周辺作業」という。）に従事した労働者（以下この号において「周辺作業従事者」という。）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業の概要及び当該周辺作業従事者が周辺作業に従事した期間

四 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号(第四十八条の四において準用する場合を含む。)に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

第八章 製造等

(令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるもの等)

第四十六条の二 令第十六条第一項第四号の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 令第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる石綿又はこれらの石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物(以下この条において「製造等可能石綿等」という。)を製造し、輸入し、又は使用しようとする場合 あらかじめ労働基準監督署長に届け出られたもの

二 製造等可能石綿等を譲渡し、又は提供しようとする場合 製造等可能石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器が使用され、又は確実な包装がされたもの

2 前項第一号の規定による届出をしようとする者は、様式第三号の二による届書を、製造等可能石綿等を製造し、輸入し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

(製造の許可)

第四十八条の二 法第五十六条第一項の許可は、石綿分析用試料等を製造するプラント(以下「プラント」という。)を行うものとする。

(許可手続)

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

第八章 製造許可等

(新設)

(新設)

第四十八条の三 法第五十六条第一項の許可を受けようとする者は、様

(新設)

式第五号の二による申請書を、当該許可に係る石綿分析用試料等を製造する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、法第五十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、様式第五号の三による許可証(以下この条において「許可証」という。)を交付するものとする。

3 許可証の交付を受けた者は、これを滅失し、又は損傷したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、氏名(法人にあつては、その名称)を変更したときは、様式第五号の四による申請書を第一項の労働基準監督署長を経由して厚生労働大臣に提出し、許可証の書替えを受けなければならない。

(製造許可の基準)

第四十八条の四 第四十八条の規定は、石綿分析用試料等の製造に関する法第五十六条第二項の厚生労働大臣の定める基準について準用する。この場合において、第四十八条第三号及び第六号中「製造し、又は使用する」とあるのは、「製造する」と読み替えるものとする。

第八章の二 (略)

第四十八条の五 (略)

第九章 (略)

第四十九条 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する事業者又は石綿分析用試料等を製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿

(新設)

第八章の二 (略)

第四十八条の二 (略)

第九章 (略)

第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書(様式第六号)に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、

健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一〇三 (略)

所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一〇三 (略)

様式第三号の次に次の様式を加える。



製造  
石綿分析用試料等 輸入 届  
使用

様式第3号の2(第46条の2関係)

製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量	
製造、輸入又は使用する期間	
製造、輸入又は使用する事業場等の名称及び所在地	電話 (      )
製造、輸入又は使用する事業場等の代表者の職氏名	
参 考 事 項	

年 月 日

届出者

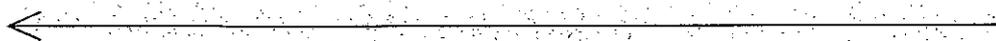


労働基準監督署長 殿

備考

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は抹消すること。
- 2 「製造、輸入又は使用する石綿等の用途及び数量」の欄のうち、用途は次の区分で記入し、数量は用途別に記入すること。
  - (1) 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
  - (2) 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
  - (3) (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 3 「製造、輸入又は使用する期間」の欄は、製造又は使用にあっては製造又は使用する期間の始期及び終期を、輸入にあっては輸入する年月を、それぞれ用途別に記入すること。
- 4 「参考事項」の欄には、石綿等の保管場所、保管方法及び管理責任者並びに石綿等を製造する場合にあっては当該石綿等の譲渡又は提供の予定及び譲渡又は提供の相手方、石綿等を輸入する場合にあっては輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号又は石綿等を使用する場合にあっては当該石綿等の入手方法を記入すること。
- 5 製造し、輸入し、又は使用する事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出すること。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第四号を次のように改める。



**製造  
石綿等 輸入 許可申請書  
使用**

石綿等の名称				
目的				
製造若しくは使用の期間又は 輸入年月日	製造	年月～	年月	
	使用	年月～	年月	
	輸入	年月		
石綿等の数量		g		
製造又は使用の概要				
従事労働者数		製造名	使用名	
製造設備等	建概 家の要 構	床面積	m <sup>2</sup>	
		構造		
	製造設備の概要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおり	
	使用設備の概要		別添図面のとおり	
保管	石綿等を入れる容器の概要			
	石綿等を保管する場所			
保護具	保護前掛の種類別個数			
	保護手袋の種類別個数			
	その他の保護具の種類別個数			
試験研究機関の名称				
試験研究機関の所在地				
試験研究機関の代表者職氏名				
参考事項				

年 月 日

住所

氏名



労働局長 殿

備考

- 1 標題中「製造」、「輸入」及び「使用」のうち該当しない文字は、まっ消すること。
- 2 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造し、又は使用する作業場所について記入すること。
- 3 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 4 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 5 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 6 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 7 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 8 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名並びに石綿等を輸入する場合にあっては、輸入事務を代行する機関名及びその所在地並びに当該石綿等に係る船(取)卸港名、積載船(機)名及び船荷証券番号を記入すること。
- 9 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 10 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 11 許可申請書は、製造し、又は使用する試験研究機関の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第五号の次に次の三様式を加える。



石綿分析用試料等製造許可申請書

石綿等の用途			
製造の期間		年 月 ~ 年 月	
従事労働者数		名	
生産計画等	石綿等の生産計画	年間を通して生産 特定時期( 月)に生産	生産予定量 ( /月)
	石綿等の最大生産能力	( /月)	
製造設備等	建概	床面積	m <sup>2</sup>
	家の要	構造	
製造設備の概要		(密閉式の構造、ドラフトチェンバーの内部に設置) 別添図面のとおり	
保管	石綿等を入れる容器の概要		
	石綿等を保管する場所		
保護具	保護前掛の種類別個数		
	保護手袋の種類別個数		
	その他の保護具の種類別個数		
製造を行う事業場等の名称及び所在地			
製造を行う事業場の代表者職氏名			
参考事項			

年 月 日

収入  
印紙

住所

氏名



厚生労働大臣 殿

備考

- 「石綿等の用途」の欄は、次の区分で記入すること。
  - 石綿の分析のための試料の用に供される石綿等
  - 石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿等
  - (1)又は(2)の原料又は材料として使用される石綿等
- 「建家の概要」の欄は、石綿等を製造する作業場所について記入すること。
- 「構造」の欄は、鉄筋コンクリート造り、木造等の別を記入すること。
- 「製造設備の概要」の欄は、該当するものに○を付すること。また、プラント並びに主要な製造設備ごとの密閉状況及び配管の接続部を示す図面又はドラフトチェンバーの構造を示す図面を添付すること。なお、製造設備をドラフトチェンバーの内部に設置する場合には、局所排気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第25号)又はプッシュプル型換気装置摘要書(労働安全衛生規則様式第26号)を添付すること。
- 「石綿等を入れる容器の概要」の欄は、容器の材質及びその容量について記入すること。
- 「保護前掛の種類別個数」及び「保護手袋の種類別個数」の欄は、当該保護具の材質及びその個数を記入すること。
- 「その他の保護具の種類別個数」の欄は、防じんマスク等の種類別にその個数を記入すること。
- 「参考事項」の欄は、定期の健康診断の実施予定月及び実施機関名を記入すること。
- 住所は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 氏名は、届出をしようとする者が法人である場合にあっては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 許可申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して提出すること。
- 収入印紙は、申請者において消印しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号の3(第48条の3関係)

製造許可番号 第 号

石綿分析用試料等製造許可証

申請者の住所	
申請者の氏名	
製造を行う事業場等の所在地	
製造を行う事業場等の名称	

労働安全衛生法第56条第1項の規定により、申請のあった石綿分析用試料等の製造(申請に係るプラントにおける製造に限る。)を許可する。

年 月 日

厚生労働大臣



石綿分析用試料等製造許可証書  
再交付申請書

様式5号の4(第48条の3関係)

製造許可番号及び許可年月日	
製造を行う事業場等の所在地及び名称	
再交付又は書替えの理由	

年 月 日

住所

氏名



厚生労働大臣 殿

備考

- 1 住所は、申請者が法人である場合においては、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 氏名は、申請者が法人である場合においては、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 申請書は、製造を行う事業場等の所在地を管轄する労働基準監督署長を經由して提出すること。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(計画の届出等)  
第八十六条 (略)

2 (略)

3 石綿則第四十七条第一項又は第四十八条の三第一項の規定による申請をした者が行う別表第七の二十五の項の上欄に掲げる機械等の設置については、法第八十八条第一項の規定による届出は要しないものとする。

(プッシュユプル型換気装置についての措置)

第六百五十八条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者にプッシュユプル型換気装置を使用させるとき(有機則第五条若しくは第六条第二項(特化則第三十八条の八においてこれらの規定を準用する場合を含む。))又は粉じん則第四条若しくは第二十七条第一項ただし書の規定により請負人がプッシュユプル型換気装置を設けなければならない場合に限る。)は、当該プッシュユプル型換気装置の性能については、有機則第十六条の二(特化則第三十八条の八において準用する場合を含む。))又は粉じん則第十一条に規定する基準に適合するものとしなければならない。

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
石綿(令第十六条第○・一パーセント未	○・一パーセント未	○・一パーセント未

改正前

(計画の届出等)  
第八十六条 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
	(略)	(略)
アンモニア	(略)	(略)
(新設)	(略)	(略)

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

<p>一項第四号イからハまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。</p>	<p>満</p>	<p>満</p>
<p>二十五 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p>	<p>一 石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する業務又は石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。）を製造する業務の概要</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p>
<p>機械等の種類 (略)</p>	<p>事項</p>	<p>図面等</p>

別表第七（第八十五条、第八十六条関係）

<p>三―イソシアナトメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシル―イソシアネート</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十五 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備</p>	<p>一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務の概要</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p>
<p>機械等の種類 (略)</p>	<p>事項</p>	<p>図面等</p>

(特定化学物質障害予防規則の一部改正)

第三条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条第一項に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三十一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。

2/4 (略)

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造又は石綿分析用試料等（石綿則第二条第二項に規定する石綿分析用試料等をいう。）の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2/6 (略)

改正前

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るもの及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱うものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三十一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空气中における濃度を測定しなければならない。

2/4 (略)

(健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務及び別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2/6 (略)

(作業環境測定法施行規則の一部改正)

第四条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表 作業場の種類 (第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条 関係)

- 一 粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号) 第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは同号に規定する石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号) 別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

二五 (略)

改正前

別表 作業場の種類 (第三条―第五条、第六条、第十六条、第十七条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条 関係)

- 一 粉じん障害防止規則 (昭和五十四年労働省令第十八号) 第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場、労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号) 第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又は同令別表第三第二号34の2に掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号) 別表第一第三十四号の二に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場

二五 (略)

(女性労働基準規則の一部改正)

第五条 女性労働基準規則(昭和六十一年労働省令第三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

(危険有害業務の就業制限の範囲等)

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一、十七 (略)

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ (略)

(1) (略)

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ・ハ (略)

十九、二十四 (略)

2 (略)

改正前

(危険有害業務の就業制限の範囲等)

第二条 法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

一、十七 (略)

十八 次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務

イ (略)

(1) (略)

(2) (1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場(石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。)であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務

ロ・ハ (略)

十九、二十四 (略)

2 (略)

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

### (様式に関する経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則（次項において「旧石綿則」という。）様式第四号による申請書は、同条の規定による改正後の石綿障害予防規則様式第四号による申請書とみなす。

- 3 この省令の施行の際現に存する旧石綿則様式第四号による申請書の用紙は、当分の間、必要な改定をしながら、使用することができる。

### (罰則に関する経過措置)

- 4 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



○厚生労働省告示第二百十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百五十六号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年六月一日から適用する。

平成三十年四月二十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場、石綿分析用試料等（令第六条第二十三号に規定する石綿分析用試料等をいう。以下同じ。）を製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空气中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 8 (略)

(石綿の濃度の測定)

第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び石綿分析用試料等を製造する屋内作業場に限り。）における空气中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

2 (略)

改正前

(特定化学物質の濃度の測定)

第十条 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等（令第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。以下同じ。）を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。第三項及び第十三条において「特化則」という。）別表第一第三十七号に掲げる物を製造し、又は取り扱う屋内作業場を除く。）における空气中の令別表第三第一号1から7までに掲げる物又は同表第二号1から36までに掲げる物の濃度の測定は、別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

2 8 (略)

(石綿の濃度の測定)

第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限り。）における空气中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

2 (略)